

公告第 51 号
令和 8 年 5 月 12 日

契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 濱崎 祥幸

公 告

下記により入札を実施するので、「入札(見積)及び契約心得」を同意のうえ参加すること。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 入札に付する事項 | 「環境整備草刈り等役務」 |
| 2 入札方式 | 一般競争入札 |
| 3 入札日時 | 令和 8 年 5 月 27 日(水) 13時30分 |
| 4 入札場所 | 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊 入札室 |
| 5 契約方法 | 単価契約(単価決定) |
| 6 契約条項を示す場所 | 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊 事務室 |
| 7 参加条件 | (1) 予算決算及び会計令(昭22勅165)第70条の規定に該当する者でないこと。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令(昭22勅165)第71条の規定に該当する者でないこと。
(3) 防衛省 防衛装備庁長官 から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官 が認めた場合には、この限りではない。
(5) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はDに格付けされた九州沖縄地域の競争参加資格を有する者 |
| 8 入札方法 | 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる)をもって、申込みがあったものとする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。 |
| 9 保証金 | (1) 入札保証金: 予算決算及び会計令(昭22勅165)第77条第1項第2号により免除
(2) 契約保証金: 予算決算及び会計令(昭22勅165)第100条の3第3号により免除 |
| 10 入札の無効 | (1) 第7項に示す入札参加資格がない者のした入札
(2) 入札に関する条件(入札及び契約心得並びに本公告等に示された条件等)に違反した入札 |
| 11 契約書等の作成 | 有 |
| 12 適用する契約条項 | 航空自衛隊標準契約(請書)条項 役務供給契約(請書)条項及び適用契約条項 |
| 13 履行期間 | 契約締結日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日 |
| 14 履行場所 | 航空自衛隊福江島分屯基地 |
| 15 その他 | (1) 代理者による入札参加は、「委任状」及び代理者の印鑑を持参するものとする。
(2) 入札参加希望者は、入札開始前までにFAX等により、「資格審査結果通知書」の写しを提出するものとする。その際、下記問い合わせ先に到着の有無を確認するものとする。
(3) 郵便等による入札の場合は、郵便の遅延等による事故を防止し、入札に万全を期すため、努めて入札日の前日(土、日及び祝日を含まない)までに到着するよう、配達記録を有する手段により郵送すること。その際、送付する封筒の表側に「入札件名 ○月○日○○○○の入札書在中」と明記するとともに、事前に下記の担当者まで電話で連絡すること。
(4) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を徴収することとする。 |
| 16 お問い合わせ先 | 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群 会計隊 契約班
担当: 川島 電話番号 092-581-4091 FAX番号 092-571-5594 |

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	環境整備草刈り等 役務	15警総LPS-X00004	
		承認	令和 7年 7月 3日
		作成	令和 7年 7月 3日
		改正	令和 8年 5月 1日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	第15警戒隊 総括班		

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊福江島分屯基地内における草刈作業及び収集運搬処分作業（以下「本役務」という。）について適用する。

1.2 履行期間

調達要領指定書による。

1.3 履行場所

航空自衛隊福江島分屯基地

2 一般事項

2.1 本役務に関する全責任は、契約の相手方が有する。

2.2 契約の相手方は労働安全衛生法のほか、その他各種法令を遵守するものとする。

2.3 官側は契約の相手方の監督責任のもと発生した災害または作業員の傷害等についてはその補償及び責任を負わない。

2.4 請負者は、作業従事者の身上を完全に把握しており身元保証される者に限定する。また、基地及び基地の施設への立ち入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、基地司令等の許可を受けるものとする。

2.5 基地への立ち入りについて、作業員が日本国籍を有していない場合は官側に届け出し、立ち入りの可否を受けるものとする。また、現在及び過去において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する団体等を結成し、これに加入した者は立ち入りを除くものとする。

2.6 本仕様書及びその他契約の履行において疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

3 役務に関する要求

3.1 役務の内容

調達要領指定書による。

3.2 役務履行箇所及び面積

調達要領指定書による。

4 検査

契約の相手方は、すべての作業終了後、検査官が実施する検査を受けるものとする。

5 管理事項

本役務にて使用する資材、機材及びそれらを運送し運用するための費用及び燃料油脂類については契約の相手方が準備し、管理するものとする。

品名又は件名	環境整備草刈り等役務
--------	------------

6 その他の指示

6.1 提出書類

- a) 契約の相手方は、契約締結後において指定された書類を作成し指定された期日までに提出するものとする。特に、作業工程表（契約の相手方任意様式）については速やかに作成し、監督官へ提出するものとする。
- b) 本役務の写真については、着手前、完了後及び作業中の隠ぺいとなる箇所並びに監督官の指示する箇所を撮影し、製本したアルバムを提出するものとする。

6.2 業務管理

- a) 作業時間は、平日8時15分から17時00分までとする。（昼食休憩時間を12時00分から13時00分までとする。）
- b) 契約の相手方は、本役務を実施するにあたり、構内道路に器材等を設置する場合は通行の妨げにならないよう処置を実施するものとする。

6.3 安全管理

基地内の施設等及び人員に危害を与えないよう十分注意して実施するものとする。また、契約の相手方の責に帰すべき理由において、万一危害を与えた際は、速やかに契約の相手方の負担において原形に復旧するとともに補償を実施するものとする。

6.4 基地内共通事項

- a) 役務実施にあたり、受注者等の入出門及び行動は、交通法規及び基地規則を遵守するものとし、作業場所以外への立入を必要とする場合は、官側に確認のうえ行うものとする。
- b) 契約の相手方は、基地内の電気及び水を使用する場合、必要書類を提出するとともに、契約の相手方の負担においてメーターを設置し、着手前及び完了後に契約の相手方、監督官双方立会いのもと使用量を確認するものとする。
- c) 契約の相手方は、基地内への車両乗り入れの際、基地車両運行規則に基づき手続きを行うとともに、基地内制限速度20km/h以下を厳守する。
- d) 喫煙場所は官側の指示によるものとし、自車内などの喫煙は禁止する。
- e) 役務関係書類、パソコン及び可搬記憶媒体の適切な管理を行い情報流出の防止に万全を期するものとし、下記の事項を厳守すること。
 - e-1) 契約の相手方は、設計図面等を当該役務関係者以外に貸出し、複写及び閲覧させてはならない。
 - e-2) パソコン及び可搬記憶媒体を基地内に持ち込む際は、監督官に申し出て必要な処置を行うこと。
 - e-3) 役務関係書類の作成等を行うパソコンについては、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用し、パソコン内の役務に関するデータは検査終了後速やかに消去すること。
 - e-4) 官側に提出する可搬記憶媒体については、最新のウイルス対策ソフトで検査しウイルスがないことを確認したうえ提出すること。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	総-4
	調達要求年月日	令和 8年 5月 8日
	作成部隊	第15警戒隊 総括班
	作成年月日	令和 8年 5月 1日
件名	環境整備草刈り等役務	
仕様書番号	15警総LPS-X00004	

指定事項：

1.2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3.1 役務の内容

- a) 草刈り器材等を用いて約5cm以下に雑草の刈り払い（外柵に接する、つる性植物除去を含む。）を実施するものとする。また、刈り払った雑草は、実施の都度、契約の相手方において回収し、処分するものとする。
- b) 刈り草は、一般廃棄物として取り扱うものとする。
- c) 一般廃棄物の収集運搬は、五島市の許可を受けている業者に限るものとする。
- d) 契約業者は、一般廃棄物の排出日、排出量、排出先を記録し報告するものとする。
- e) 契約期間内の草刈り回数は予定数量とし、草刈り回数及び作業時期については監督官と協議するものとする。

3.2 役務履行場所及び面積（細部は付図のとおり）

草刈り1回あたり作業面積

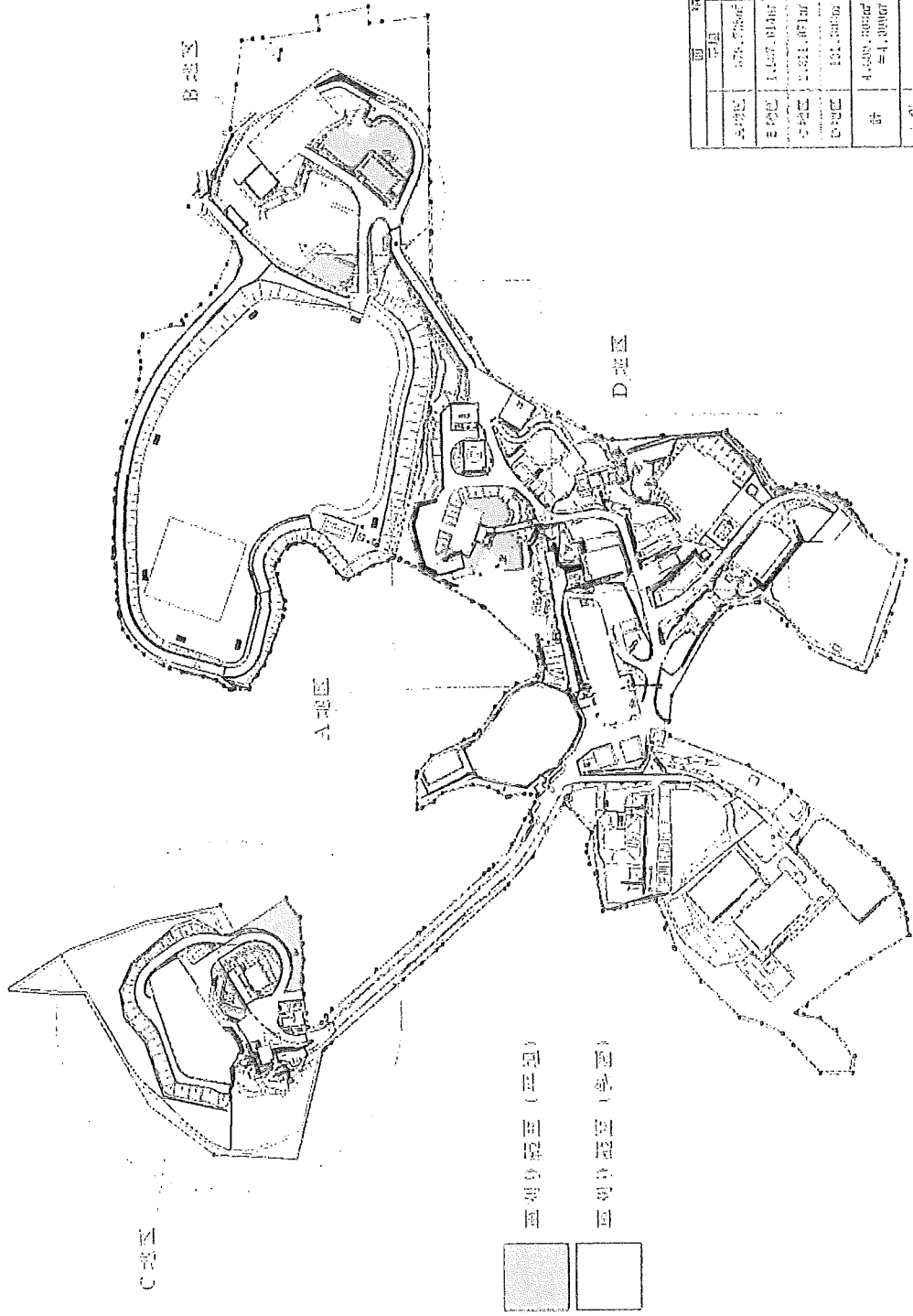
履行場所	平地面積	傾斜地面積
A地区	879.725 m ²	4,874.851 m ²
B地区	1,587.614 m ²	1,874.381 m ²
C地区	2,311.071 m ²	949.361 m ²
D地区	121.398 m ²	2,127.842 m ²
小計	4,899.808 m ² ≒ 4,900.000 m ²	9,826.435 m ² ≒ 9,826.000 m ²
合計	14,726 m ²	

6.3 安全管理

作業時の安全管理について、次の事項を厳守すること。

- a) 作業員の服装及び資器材の適切な使用
- b) 急傾斜等の足場が不安定な場所における安全対策の実施
- c) 高所における転落防止に対する安全対策の実施
- d) 上記b～cの安全対策について、事前に監督官へ通知するものとする。

航空自衛隊樺江島分屯基地



区画	用途	面積	用途
A地区	航空自衛隊	4,074.361m ²	
B地区	航空自衛隊	1,074.271m ²	
C地区	航空自衛隊	894.361m ²	
D地区	航空自衛隊	2,117.241m ²	
計	航空自衛隊	8,159.234m ²	
	航空自衛隊	8,159.234m ²	

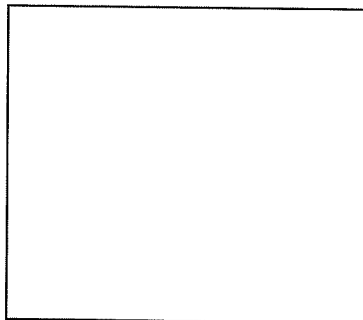
委任状

当社は、
を代理人と定め、下記の入札並びに
見積に関する一切の権限を委任します。

記

件名 環境整備草刈り等役務

代理人使用印鑑



令和8年5月27日

契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 濱崎 祥幸 殿

住所

会社名

代表者名